

個人質議(9月14日) さはしあこ議員

# 久屋大通公園をパークPFIで再開発 建ぺい率を10%から14%へ緩和

9月14日の名古屋市議会本会議において、日本共産党のさはしあこ議員は「久屋大通公園条例の制定」についていただきました。

## 久屋大通公園を周辺開発と一体化する(局長)

久屋大通公園は、名城公園をはじめ、鶴舞、東山、白鳥公園などの公園のひとつとして都市公園条例にもとづいて維持・管理されています。



さはし議員は、「多くの公園の中で久屋大通公園に限って、あえて単独で抜き出して条例を制定し、緑政土木局から住宅都市局の管轄にするのはなぜか」といただきました。局長は「周辺の再開発やエリアマネジメントなどのまちづくりと一体となって、このエリアの再生を図っていくため」と答弁。

## 建ぺい率は芸文センターやフラリエなどで限界

また、「パークPFI」を取り入れ、再整備するために都市公園の教養施設や休養施設、運動施設、収益施設等の建ぺい率は、法の基準2%を条例の特例で10%にしています。さはし議員は「久屋大通公園だけ14%にするのはなぜか」と追及。局長は「公園内に愛知芸術文化センターやオアシス21、フラリエ等が立地し、これ以上の建物建築が不可能のため」と答弁。

## 豊かな緑・オープンスペースを残せ

さはし議員は「建ぺい率を緩和することは、久屋大通公園の貴重なオープンスペースを損なうことになるのではないかといただきました。局長は「今回の建ぺい率の緩和は上限。オープンスペースは一定規模確保する必要がある。地被植物やさかえ川などの撤去等でオープンスペースとしての機能を十分に確保する」と答弁。



## 計画が具体化してから住民説明会はあるのか

市民からは、整備を望む声がある一方、公園内の樹木の伐採や東西道路の閉鎖・公園化、南北道路の車線減などについては心配する声も寄せられています。さはし議員は「公園の再生には、利用する市民の参画が不可欠だと考えますが、「パークPFI」制度では、利用者や周辺住民の意見を聞く機会があるのか」と追及し局長は「これまでも地域への周知や説明等に努めてきた。民間事業者これら意見を示すので公募手続きでは住民説明会は考えない」と答えました。

## 都市開発の一部になることが懸念される

さはし議員は「久屋大通公園の具体的な再生計画について市民の意見を聞く場を設けないのは問題です。建ぺい率の14%への緩和については、12%や13%でなく、14%とする具体的な説明がなかった。また、周辺の再開発などのまちづくりと一体に再生を図るという考えでは、民間企業が久屋大通公園を都市開発の一部として使用できるようになることが懸念される」と問題点を指摘しました。

### Park-PFI制度

- ① 民間提案による収益還元型の公園施設の事業運営制度
- ② 民間事業者が行う公共部分の整備を社会資本整備総合交付金で支援する制度
- ③ 都市開発資金による民間事業者への貸付制度



分類	公園施設
休養施設	休憩所、ベンチ、キャンプ場など
遊戯施設	ブランコ、滑り台、ラダー、砂場、舟遊場、メリーゴーランドなど
運動施設	野球場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場、プール、スキー場、乗馬場など
教養施設	植物園、動物園、水族館、野外音楽堂、図書館、体験学習施設、記念碑など
便益施設	売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、便所、時計台、手洗場、水飲場など
その他	展望台、集会所

### 【P-PFIによる建蔽率の緩和】

- ・建蔽率は、これまで法で定める基準2%を参照し、自治体が条例で定めることが可能でした。さらに、休養施設、運動施設、供用施設、災害応急対策に必要な施設等は、特例で10%を上乗せし、12%を参照した建ぺい率を条例で定めることが可能であり、自治体によっては、2%を超えたり、10%以上の上乗せを行っている自治体もある。
- ・P-PFIでは、便益施設も10%を上乗せし、12%を参照して建ぺい率を条例で定めることが可能となり、便益施設の建ぺい率の緩和が行いやすくなった。